

③即時不納欠損処理及び不納欠損時期の変更の実施について

即時不納欠損を過去行った例がないことや法的に理由がないにもかかわらず実施をしようとしたことなどが明らかになりました。

④笠岡市債権管理マニュアルの遵守について

書き残すべき債権管理台帳への折衝内容の未記載などが明らかになっています。

⑤債権管理の公平性・整合性について

過去には、滞納処分により離農した入植者もいることがわかりました。過去の滞納者、現在の滞納者においても、債権管理の公平性や、整合性が損なわれていることは明らかなことが判明しています。

また、滞納金の多少にかかわらず、公平に公正に滞納処分を行わなければ、公債権などの債権管理との整合性が図れていないことは明らかです。

⑥支払能力の確認について

滞納処分の停止措置を行うにあたり、支払能力の確認を十分に行うことの財産調査を行っていたかは、委員会の調査では明らかにできていません。

⑦市長及び職員の裁量について

不納欠損を行うか否かは、市長及び職員の裁量によるものが大きくかかわっていることが明らかになりました。

**総括（以下の記述は報告書のとおり）**

- 前例のない即時不納欠損処理を行おうとしたことは、市長の指示に適合するよう行ったことであり、こうした状況は、令和4年9月の農業振興施設調査報告書で指摘をした、市長による圧力が職員の業務に影響を与えていることが、このたびも繰り返されたと言わざるを得ません。市長は、いかなるハラスメントの撲滅も徹底し、規律ある風通しの良い職場を醸成することを、再度、認識すべきであります。
- 笠岡市は、負担金の徴収に関して市長の掛け声のもと積極的に行ってきたにもかかわらず、このたびの負担金徴収の方針転換は、市税などの徴収の公平性や整合性を揺るがす事態であります。市税などの徴収は、誰もが安心し、納得して納付できるよう、適正に適切に行うべきであります。
- 執行停止の処分などは、市長及び職員の裁量があり、これが適正であるのかの判断については、議会の調査では限界があり、場合によっては、司法によりその判断を委ねる必要があると言わざるを得ません。

👉 賛成・不賛成で意見の分かれた議案は起立採決で賛否を問います。

賛成○ 不賛成●

会派名	みらい 創政					讃志会				公明党		改革21		諸派		賛成 不賛成			
	議員名	天野喜一郎	森岡聰子	桑田昌哲	大月隆司	仁科文秀	栗尾典子	東川三郎	奥野泰久	大山盛久	原田てつよ	山本聡	齋藤一信	大本邦光	藤井義明		藏本隆文	妹尾博之	真鍋陽子
笠岡湾干拓事業に関する債権管理の調査		○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	●	○	○	○	○	議 長	●	11 : 5

※議長は地方自治法116条第2項の規定により、採決に加わるできません。